

- ② 主要機器に対する保守技術支援体制
主要機器等（トンネル非常用設備、トンネル返水設備）の故障、システムの機能障害時等において、中日本高速道路株式会社からの連絡を受けて組織的な対応が可能で、24時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う体制を有すること。
- ③ 主要機器等（トンネル非常用設備、トンネル返水設備）の改造・修理に関する基本契約の受注体制
- (6) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域2」において、資格登録停止を受けていないこと。
- (7) 共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。
- ① 各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
- ② 各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。
- ③ 中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。
- ④ 特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、2社で構成される場合にあっては30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
- (8) 記1に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3 技術提案に関する事項

- (1) 技術提案の仕組み 本工事は、主要機器等に関する技術提案を入札参加希望者から受け付け、その提案が発注者の事前審査で採用された場合、当該提案を行った入札参加希望者はその提案を基に入札する方式とする。
- なお、主要機器等に関する技術提案で指定する工事目的物は工事材料及び製作する機器とし、具体的な内容は技術資料作成要領に参考として示した図面及び仕様書（以下「標準案」という。）によるものとする。
- (2) 技術提案資料 本工事を標準案と比較して経済的であり、且つ標準案と同等以上の機能、性能等を有する工事材料及び機器で施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案資料を提出すること。なお、技術提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思があるときは、技術提案資料においてその意思を表示すること。また、技術提案を提出せずに標準案に基づいて施工しようとする場合には、技術提案資料にその旨記載し提出すること。
- (3) 技術提案の採否 技術提案の採否については、提案された工事材料及び機器の機能、性能等を総合的に評価して行うものとし、その審査結果は競争参加資格確認結果にあわせて通知する。なお、競争参加資格確認結果の通知において、技術提案による競争参加資格確認を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、技術提案による競争参加資格確認を認められなかった者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

4 総合評価落札方式に関する事項

- (1) 総合評価落札方式の仕組み 本工事は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された提案内容の評価による技術評価点と入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が高い者を落札者とする総合評価落札方式である。
- その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、技術資料作成要領による。

(2) 評価項目及び評価指標

(ア) 企業の評価

- 評価項目 企業の施工実績
平成26年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された工事の施工実績
- 評価指標
道路トンネルの新規建設において消火栓、火災検知器、水噴霧装置（スプリンクラー装置）及びこれら機器の監視制御を遠方監視制御設備を介して行う監視盤について、下記①から③に示す全てを実施した工事
- ① 機器の製作（他社への依頼製作を含む）
- ② 機器の設置
- ③ 試験調整
有：施工実績有り
無：施工実績無し
- ・評価項目に関する証拠書類の写しを総合評価資料に併せて提出すること。

(イ) 技術提案の評価

- 評価項目
工事的目的物の保証に関する事項／保証条件等／無償修理保証期間（※1）及び保守部品の供給保証期間（※2）
- 評価指標
火災検知器以外の機器の無償修理保証期間及び保守部品の供給保証期間の提案を数値方式で評価。
対象は主要機器とする。
- 配点の算出方法は以下のとおり。
（無償修理保証期間×1）＋（保守部品の供給保証期間×0.2）
- 標準値を（1×1＋5×0.2＝2）とする。
- 【無償修理保証期間】
本工事がしゅん功（完了）認定された日からの無償修理保証期間（1年以上。ただし10年を限度とする。）を記述する。
- 【保守部品の供給保証期間】
保守部品の供給保証期間は、本工事がしゅん功（完了）認定された日からの期間（5年以上。ただし17年を限度とする。）を記述する

●評価項目

工事的目的物の性能・機能に関する事項／保守体制／派遣技術者の常駐場所から当該機器の保守拠点までの派遣に要する移動時間

評価指標
派遣技術者の常駐場所から当該機器の保守拠点までの派遣に要する移動時間を数値方式で評価。
保守拠点までの派遣に要する移動時間の標準値を6時間とする。
対象は主要機器とする。
保守拠点：伊勢原大山インターチェンジ

●評価項目

工事的目的物の性能・機能に関する事項／機器等の維持管理性向上／機器等の維持管理性向上

評価指標
設計図書に示す機器等の維持管理性向上に関する下記項目①～③について、具体的提案を判定方式で評価。（※3）

提案は、各項目1施工技術を用いた内容で1提案迄とし、最大3項目とする。対象は主要機器とする。

① 予防保全

② 機器等の保守性の向上

③ 障害復旧の簡易化
（提案が無い場合は、「無し」と記載）

（1項目に複数提案した場合はすべての項目について評価しない。）

●評価項目

工事的目的物の品質管理に関する事項／品質管理・品質向上の創意工夫／機器の品質向上に向けた創意工夫

評価指標
設計図書に示す機器の品質向上に向けた創意工夫に関する具体的提案を判定方式で評価（※3）
対象は主要機器とする。
（提案が無い場合は「無し」と記載）
提案は1項目とする。